返還完了までの流れ

高等学校等卒業後、原則10月（まとめ払いの場合は12月）から返還が開始します。大学や専門学校に進学された場合などには返還の猶予が可能ですので、ご希望の方は必ず申請してください。

奨学金は貸付期間の４倍の期間で返還をすることになりますが、１回の返還額を増額することも、一括で返還することもできますので、ご希望の方はご相談ください。

３月

高等学校等卒業

要申請

・大学等に進学した場合
・進学準備、就職準備を行う場合
・そのほか猶予事由に該当する場合
上記で返還猶予を希望する方
６月末までに返還猶予申請の手続が必要になります（Ｐ７～９参照）

６月

猶予事由の終了（大学等の卒業　等）

左記に該当しない方

県から送付する「返還開始のお知らせ」をお待ちください

要手続

７月

高等学校を卒業した年または返還猶予期間が終了する年の
７月に「返還開始のお知らせ」と今後の返還計画書が届きます
※口座振替による返還を希望する場合は、８月末までに振替口座の登録手続きが必要になります
※返還計画書は返還完了まで、この手引きと一緒に大切に保管ください

10月

返還開始
月払い（月賦）の場合は10月から、まとめ払い（半年賦・年賦）の場合は12月から返還が開始します

返還中の手続き

異動届	**奨学生本人や連帯保証人の氏名、住所、電話番号が変更した場合** 異動届の手続が必要になります（電子申請可能）
猶予申請	**免除職就労・疾病・り災・生活保護等の方で返還猶予を希望する場合** 返還猶予申請の手続が必要になります（Ｐ７～９参照）
免除申請	**免除職就労で返還猶予を行った者で、貸付相当期間免除職として県内の医療施設等で勤務をした場合** 返還免除申請の手続が必要になります（Ｐ10～11参照）

※免除職については、Ｐ11を確認してください

返還完了
後日、返還完了通知書が送付されます
※返還完了時期は、返還開始前に送付された返還計画書を確認してください